

# 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年4月24日

世田谷区

## 1 業務概要

- (1)件名 世田谷区立学校施設整備計画作成に関する調査研究委託
- (2)業務内容 本業務は、①世田谷区立城山小学校基本構想案作成に関する調査研究委託  
②世田谷区立深沢中学校基本構想案作成に伴う事前調査研究に関する業務  
(前提条件の整理、躯体調査、法規等調査等)  
を委託するものである。契約は、学校ごとに行う。
- (3)履行期間 契約締結の日から①城山小学校平成25年3月15日まで(予定)  
②深沢中学校平成25年2月28日まで(予定)
- (4)その他 (2)のうち、第1希望の学校名、第2希望の学校名を記入し、提案書を提出すること。

## 2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、建築設計格付が1位から100位以内の建築設計事務所であること。(基準日:参加希望届出書提出日現在)
- (5) 平成14年度以降に小・中学校の新築・全面的な改築に関する設計業務及び、築30年以上の鉄筋コンクリート造の※リノベーションに関する設計や調査研究に携わった建築設計事務所であること。  
※リノベーション・既存の躯体を活かし耐震強化や、バリアフリー化、環境負荷低減の措置を施し、建物の延命化を図るとともに、改築と同等な機能に整備すること。
- (6) 世田谷区立の次の学校改築に携わっていない建築設計事務所であること。  
24年度:太子堂小学校、多聞小学校、世田谷中学校(旧山崎中)、船橋希望中学校(旧船橋中学校)
- (7) 選定の結果、どちらの学校の設計者となっても受託可能であること。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

## 4 提案書を特定するための評価基準

### (1) 1次審査

- ①世田谷区の学校改築やリノベーションにおける様々なニーズに対応できる組織体制と実績  
ア 組織体制・実績  
イ 会社概要と実績  
ウ デザイン作風  
エ 取り組み体制  
②学校建築に対する基本的考え方

- ア 今後の学校建築に求められるもの
- イ コスト低減と環境に配慮した学校づくりに関する取り組み実績
- ウ 学校施設整備と地域とのかかわりの中で配慮すること

## (2) 2次審査

1次審査通過者を対象として、対象校の具体的な提案とプレゼンテーションを行う予定です。

## 5 手続き等

### (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号  
世田谷区教育委員会事務局 施設課 施設調整担当  
電話 03-5432-2659・2660  
ファクシミリ 03-5432-3028

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 期間 平成24年4月24日(火)から平成24年5月8日(火)まで
- イ 場所 (1)に同じ。
- ウ 方法 希望者に直接無償交付する。

※ただし、土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時を除く。

### (3) 参加希望届出書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ア 受領期限 平成24年5月8日(火) 17時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 直接持参すること。(郵送不可)

※ただし、土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時を除く。

### (4) 提案書の受領日並びに提出場所及び方法

- ア 受領日時 平成24年5月18日(金)及び5月21日(月)の両日  
9時～17時まで ※ただし、正午～13時を除く。
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 直接持参すること。(郵送不可)

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
  - 城山小学校 有(基本設計委託業務及び実施設計委託業務、工事監理業務委託)
  - 深沢中学校 有(基本構想案作成委託業務、基本設計委託業務及び実施設計委託業務、工事監理業務委託)
- (但し、①予算配当を条件とする。②契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
  - 5(1)に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を希望した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由を公表することができるものとする。
- (7) 詳細は募集要領による。